

「カイマックス M (CHY-MAX M)」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
 についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成30年12月5日～平成31年1月3日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>本評価書案においては遺伝子組換え添加物を既存の添加物と比較して評価されていますが、評価書はカイマックス単体の影響を見ているだけです。</p> <p>人が採りうる全ての物質(残留農薬、添加物、遺伝子組換え食品など)の複合影響を確認すべきと考えます。</p> <p>同時に複合的かつ長期的影響も確認すべきではないでしょうか？</p> <p>そのような省庁横断的な評価は貴府がやるべきと認識しております。</p> <p>その確認・評価ができないなら、遺伝子組換え添加物を含んだ食品は認められるべきでないと思えます。</p> <p>アレルギー疾患、がん、痴呆症などの増加原因は、これら認可されている人工的「毒物」の複合的・長期的影響もあるのではないのでしょうか？</p> <p>「ない」と断言されるなら、その根拠を示して頂きたく存じます。</p>	<p>本添加物については、厚生労働省から組換え DNA 技術を応用した添加物として食品健康影響評価の要請があったことを受けて、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき、評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、長期毒性試験である慢性毒性試験については、「評価基準」において、安全性に係る知見が得られていない場合に必要とされており、本添加物はその必要がないと判断されたものです。</p> <p>また、複合影響については、現段階では国際的にも確立した評価方法はなく、個別のリスク評価を十分に行うことで安全性が確保できると考えています。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。